

令和2年度介護保険負担限度額認定申請を受け付けています

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

対象者 次のすべてに該当する人

- ▷本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税であること
- ▷預貯金などが、配偶者がいない人は1,000万円以下、配偶者がいる人は合計額が2,000万円以下であること(表1をご参照ください)

内容 次の区分に応じて軽減の内容が分かります。

- ①生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
- ②本人の合計所得金額と課税年金収入額および非課税年金収入額(遺族年金や障害年金など)の合計金額が80万円以下の人
- ③上記の①、②に該当しない人

認定有効期間 申請月の1日から翌年7月31日まで

申請に必要な物

- ・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書
(鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロード可)
 - ・認定を受ける本人の印鑑
 - ・直近2カ月以内の残高が確認できる本人名義の通帳など(生活保護受給者は不要)の写し
- ※配偶者がいる人は、配偶者の印鑑・通帳なども必要

提出先 鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市役所西館3階)

更新手続きはお早めに

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和2年7月31日(金)までです。8月1日(土)以降も継続して認定を受けようとする人は、8月31日(月)まで(必着)に手続きをしてください。

(表1)

対象となる預貯金などの具体的な例	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	○
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債(借入金、住宅ローンなど)	○
生命保険	×
自動車	×

虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

介護保険負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

なお、認定を受ける主な条件は、次のとおりです。

- ①属する世帯の構成員が2人以上であること
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であること、など

問合せ先 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課給付グループ(☎059-369-3201)